

技能実習生及び留学生として査証申請される方へ

入国事前手続である「ファストトラック」及び「Visit Japan Web サービス」のさらなる利用促進のため、令和4年6月22日時点で在留資格認定証明書の交付を既に受けている方が、現地日本大使館・領事館にて査証申請する際には、申請必要書類として、申請者本人及び受入責任者（監理団体、企業単独型実習実施者又は教育機関）のファストトラック及び Visit Japan Web の利用に関する「確認書」の提出が必要となります。

確認書は、こちら（出入国在留管理庁ホームページ）からダウンロード。

なお、**ご利用の環境によっては、各言語が正確に表示されない場合があります**ので、ご注意ください。

- [「技能実習」（確認書）（出入国在留管理庁）](#) 
- [「留学」（確認書）（出入国在留管理庁）](#) 